

「AED 使用協力事業所登録制度」について

新発田地域広域消防本部では、平成30年4月より、救急現場の近くに設置されている AED を活用することで突然心肺停止に陥った人を救命する取組み、「AED 使用協力事業所登録制度」を開始します。ご協力いただいている事業所の出入口等には、右の登録証が掲げられています。



1 目的

事故や急病で心臓が停止する状態になった場合（以下「救急事故」という。）に、救急車が到着するまでの間、消防通信指令室からの要請により、事業所が所有する又は管理している自動体外除細動器（以下「AED」という。）を貸出すなど、事業所の協力によって市民を救命できる体制を構築し、一人でも多くの命を助けようとする取組です。

具体的には、心停止が疑われる 119 番通報時に、消防通信指令室の指導で、通報現場近くの登録事業所の方から AED を届けてもらう又は借りに来た人に AED を貸出してもらい、救急隊が到着する前に、一刻も早く電気ショックを行ってもらうものです。

2 協力事業所

救急事故のとき、AED の貸出しを行うなどの協力の意向があり、事業所の名称、所在地及び電話番号等を消防通信指令システムに登録している事業所とします。

3 協力要領

救急事故のとき、次の（1）又は（1）及び（2）のとおり、AED を救命活動に使用します。

- （1）消防通信指令室からの要請により、救急事故の関係者又は協力者等に対して、事業所の AED の貸出しを行っていただきます。
- （2）消防通信指令室からの要請により、事業所の従業員が AED を救急事故現場に持参し、可能なときは AED の操作を行っていただきます。

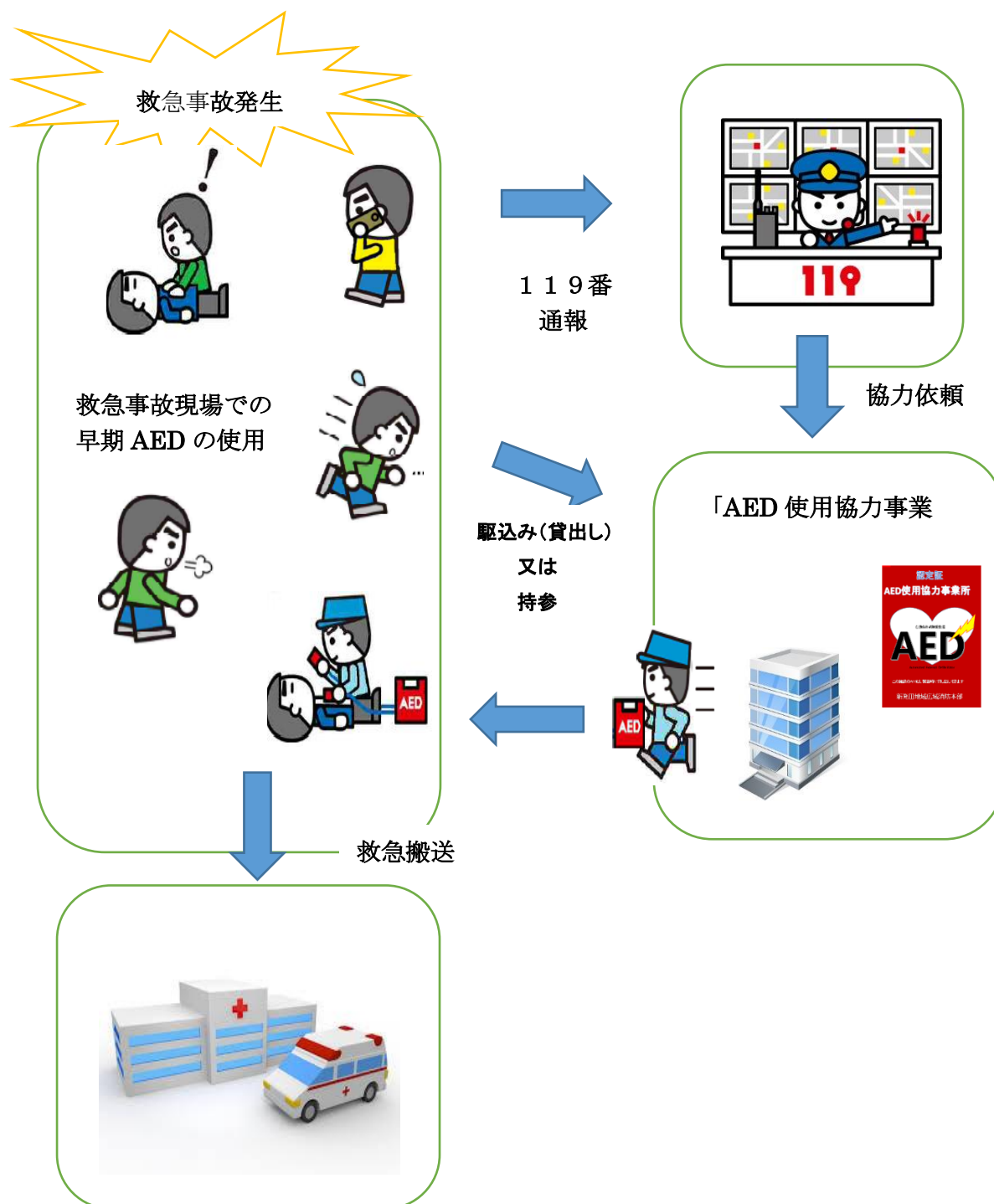
4 協力範囲

救急事故現場から、概ね半径 100 メートルの範囲を目安として、協力を要請します。

5 AED の補償等

AED を使用した場合の消耗品（パッド）や AED が破損した場合の補償については、設置維持事業者様の自主的なご協力で成り立つものと考えていますので、基本的に設置維持事業者様にご負担いただきます。

AED 使用協力事業所登録制度の流れ



AED 使用協力事業所登録制度にご協力をお願いします

新発田地域広域管内で AED を設置している事業所（民間企業等）またはその団体（地方公共

団体、各種学校、各種協同組合等）であればどなたでもご登録いただけます。

各種届出書ダウンロード

制度にご協力いただける事業所は、以下の「AED 使用協力事業所届出書」に必要事項を記入し消防本部警防課まで、メール、FAX または郵送でお送りください。

協力事業所に認められれば、登録証をお送りします。

届出書等

	Word	PDF	記入例
AED 使用協力事業所届出書	別記様式第 1 号	別記様式第 1 号	別記様式第 1 号
登録証等再交付申請書	別記様式第 3 号	別記様式第 3 号	別記様式第 3 号
登録変更届出書	別記様式第 4 号	別記様式第 4 号	別記様式第 4 号
登録取消届出書	別記様式第 5 号	別記様式第 5 号	別記様式第 5 号

実施要綱等（必ずご確認ください）

多くの AED 設置事業者から力を貸していただきたいと思っておりますが、**基本的に皆様からご負担いただく制度**です。実施要綱を必ずご確認くださいのうえ、ご協力をお願いします。

AED 使用協力事業所登録制度実施要綱（PDF：〇〇KB）→リンク貼り付け

AED 使用協力事業所登録制度登録状況

協力事業所一覧 → リンク貼り付け

こちらから各市町の協力事業所がご覧いただけます

お問い合わせ先

新発田消防本部警防課

電話：0254-22-9073 FAX0254-26-6690

メールアドレス:skeibouka@shibata-kouiki.jp

